

東海学生陸上競技連盟規約

第1章 総 則

【名称】

第1条 本連盟は、東海学生陸上競技連盟（The Inter University Athletic League of Tokai）と称す。

【事務所】

第2条 本連盟の事務所は、会長の指定する場所に置く。

【目的】

第3条 本連盟は、学生競技者精神に則り、広く陸上競技の普及発展を図り、スポーツ界に範を示すこととする。

【事業】

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 東海学生陸上競技対校選手権大会
2. 東海学生陸上競技秋季選手権大会
3. 東海学生駅伝対校選手権大会
4. 東海学生陸上競技連盟記録の認定
5. その他、本連盟の目的にかなう一切の事業

第2章 組 織

第5条 本連盟は東海4県（愛知、三重、岐阜、静岡）に所在する大学（大学院を含む）、短期大学（短期大学部含む）及び高等専門学校（第4・5学年）からなり、社団法人日本学生陸上競技連合に加盟する。

第3章 加盟校の資格及び義務

【加盟校の資格】

- 第6条 1. 本連盟に加盟し得る大学等の資格は、学校教育法、同施行細則の設置基準によって設置された大学（大学院含む）、短期大学（短期大学部含む）、及び高等専門学校とする。
2. 本連盟の加盟校において陸上競技を行う者の資格は、社団法人日本学生陸上競技連合が定める学生競技者資格に関する規程による。

【加盟校の手続き】

第7条 本連盟に新たに加盟しようとする大学等は、所定の様式により本連盟に加盟申請を行い、役員総会の承認を得なければならない。

【義務】

第8条 加盟校は、本連盟の規約を履行しなければならない。

第9条 加盟校は年度の役員、連盟に派遣する指導者名及び代表者名を報告しなければならない。

第10条 加盟校は、加盟校分担金を幹事会の指定する期日までに納入しなければならない。

第4章 役 員

【役員の構成】

第11条 本連盟に次の役員をおく。

1. 以下の役員は、加盟校の学生以外の関係者を持って充てる。

会長 1名 副会長 3名以内 最高顧問 3名以内 顧問 10名以内
参与 10名以内 ヘッドコーチ 1名 評議員 30名程度 参事 10名以内
監事 2名

2. 名誉会長をおくことができる

3. 以下の役員は、加盟校の学生を持って充てる。

幹事長 1名 秘書 1名 会計 1名

常任幹事 10名以内 幹事 20名程度 代表者 加盟校より 1名

4. 加盟校のうち、登録者数30名を超える大学にあっては、30名に1名の割合で幹事を連盟に登録しなければならない。

【役員の選任】

第12条 会長、副会長は、評議員会の推薦によって役員総会の承認を経て決定する。すべての役員、学生役員は会長が委嘱する。

第13条 顧問は、愛知、三重、岐阜、静岡の各陸上競技協会会長、本連盟功労者から評議員会の推薦によって役員総会の承認を経て決定する。

第14条 ヘッドコーチは、評議員会の推薦により役員総会の承認を経て決定する。

第15条 評議員は、愛知、三重、岐阜、静岡の各陸上競技協会理事長、本連盟加盟大学関係者若干名、本連盟関係者若干名から会長の推薦によって役員総会の承認を経て決定する。

第16条 監事は、評議員会の推薦によって役員総会の承認を経て決定する。

【役員の職務】

第17条 1. 会長は本連盟の業務を総括し、本連盟を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長がその責務を果たせない場合は、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
3. ヘッドコーチは学生競技者の競技力向上に関する一切の業務を主宰するとともに、本連盟の会務に助言を与える。
4. 評議員は、評議員会を構成し、本連盟の業務に対し役員総会の諮問に応じ、会務の運営に協力する。
5. 参事は本連盟の業務に協力し学生役員の指導及び業務状況に関する相談に応じる。
6. 監事は本連盟の業務及び財政を監査する。

【役員の任期】

第18条 1. 本連盟の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合は役員総会の決定により補充することができる。
3. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
4. 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

【学生役員の選任】

第19条 幹事は幹事会を構成し、幹事長、秘書、会計、常任幹事を互選し役員総会において承認を経て決定する。

第20条 学生役員の選出方法

すべての学生役員は、任期満了前に開催される幹事会で推薦された者が、次の役員総会の承認を経て決定する。ただし、幹事長、秘書、会計については評議員会の承認を経て役員総会に上程されるものとする。

【学生役員の職務】

- 第21条 1. 幹事長は、会長の命をうけ本連盟学生役員の業務を総括管理し、幹事会を代表する。
2. 秘書は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、財産管理ならびに会計業務を担当、処理する。
4. 常任幹事は本連盟の目的達成のため、日常的な業務に当たる。
5. 幹事は幹事長の命をうけ業務を分掌し執行する。
6. それぞれの業務には必要に応じて専門部を組織し、専門部長、専門部員を設けることができる。

【学生役員の任期】

- 第22条 1. 学生役員の任期については1年とする。但し再任は妨げない。
2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第23条 学生役員は選出後、その所属する学校及び本人が本連盟の加盟資格を失った時及び競技会出場停止処分を受けた時は役員の資格を失う。

第24条 学生役員に欠員が生じた場合は役員総会の決定により補充することができる。

【代表者】

- 第25条 1. 各大学は代表者1名を選出し、代表者会に派遣する。なお派遣代表者は学生を原則とする。
2. 代表者は代表者会を構成し、本連盟の重要事項について幹事会に上程し審議決定する。

【役員の報酬】

第27条 役員は本連盟の業務に対して報酬を受けることはできない。

【役員及び学生役員の任期と推薦基準】

第28条 第4章の役員及び学生役員の任期と推薦基準は、細則に定めることができる。

第5章 会議

【会議の種類】

- 第29条 本連盟に次の会議を設ける。
1. 役員総会 2. 評議員会 3. 幹事会 4. 指導者会 5. 代表者会

【役員総会】

第30条 役員総会は、本連盟の最高決議機関とし、会長が招集し次の事項を付議する。

1. 事業計画
2. 予算
3. 事業報告
4. 決算報告
5. 役員の承認
6. 規約の改正
7. 新規加盟校の承認
8. 表彰者の選考
9. 本連盟を代表して参加する競技会における選手、監督の決定
10. 本連盟の主催する大会の競技規約
11. その他の重要事項

【役員総会の通知、成立、議決、議長】

第31条 1. 役員総会の招集は、開催当日の二週間前までに議題を記載した通知状を役員総会の構成員である評議員及び学生役員（三役及び常任幹事）に発送しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2. 役員総会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

3. 役員総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4. 役員総会の議長は、会長とする。

【評議員会】

第32条 評議員会は、会長が必要に応じて招集し、本連盟の重要事項について検討する。

【評議員会の通知、成立、議決、議長】

第33条 1. 評議員会の招集通知は、開催当日の2週間前までに議題を記載した通知状を発送しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2. 評議員会は、本規約第11条第1号に定める構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

3. 評議員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4. 評議員会の議長は、会長とする。

【幹事会】

第34条 1. 幹事会は、幹事長が招集し、本連盟の一切の事業をつかさどりその責に任ずる。

2. 幹事会は役員総会に付議する事項について審議する。

3. 幹事会の議長は、幹事長とする。

【指導者会】

第35条 1. 指導者会は、ヘッドコーチが必要に応じて招集する。

2. 指導者会はヘッドコーチの諮問に応じ、指導者会としての意見を集約し、評議員会に上程する。

3. 指導者会の議長は、ヘッドコーチとする。

【代表者会】

第36条 代表者会は幹事長が招集し、本連盟の事業に関する案件を検討する。

【代表者会の通知、成立、議決】

- 第37条 1. 代表者会の招集通知は、開催日の二週間前までに議題を記載した通知状を発送しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
2. 代表者会は本規約第25条に定める構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
3. 代表者会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長が決定する。
4. 代表者会の議長は、幹事長とする。

第6章 専門委員会

【専門委員会と所掌事項】

第38条 1. 本連盟の目的達成のために、以下の専門委員会を置く。

総務委員会 本連盟の事業遂行の総務に関する事項を所掌する。

強化委員会 陸上競技の競技力向上に関する事項を掌握する。

審判指導委員会 審判の編成や指導、競技運営に関する事項を検討する。

2. 前項の規定するもののほか、本連盟の事業遂行のため必要があるときは、評議員会の議決により、専門委員会を置くことができる。

【専門委員会と運営】

第39条 1. 専門委員会はそれぞれの所掌事項に関し、評議員会の命を受け、その業務に当たる。

2. 各専門委員会は所掌事項について、役員総会、評議員会の諮問に応ずる。

3. 各委員会に委員長1名、委員若干名をおく。必要に応じ副委員長を置くことができる。

委員長、委員は評議員会において選出し、会長が委嘱する。

4. 各委員の任期は評議員委嘱期間の2年とし、再任を妨げない。

5. 委員会の会議は必要に応じ委員長が招集し、議長となり各所掌に関する事項を検討する。

6. 委員会が必要と認めた場合は、構成員以外の人も会議に出席し、意見を述べることができる。

第7章　会　　計

【経理】

- 第40条 本連盟の経理は、次のもので構成する。
1. 登録料
 2. 関係する機関及び団体から受ける補助金
 3. 寄付金
 4. その他の収入

【会計年度】

- 第41条 会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。

【収支決算】

- 第42条 収支決算書は、監事の報告書と併せて、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に役員総会に提出し、承認を受けなければならない。

第8章　競　技　会

- 第43条 本規約第4条第1号、第2号、第3号に定める競技会は毎年これを挙行する。

- 第44条 本連盟が主催する競技会は、競技会ごとに定める競技大会要項によって行われる。

第9章　記　録　の　認　定

【記録の公認】

- 第45条 本連盟は次の記録を認定する。
1. 本連盟の主催する競技会の記録
 2. 連合の主催する競技会の記録
 3. 加盟校の対校戦の記録
 4. その他本連盟に關係ある競技会の記録

【20傑表の作成】

- 第46条 1. 本連盟は、毎年度末東海学生陸上競技20傑表を作成する。
2. 加盟校は、本連盟所定の用紙により、登録競技者の当該年度公認最高記録を報告しなければならない。

第10章 学生競技者の資格

第47条 本連盟の競技者は、陸上競技を愛好し、心身の鍛錬、相互の親睦等の目的のために競技を行ふものをいう。

【競技者資格の消失】

第48条 次の事項にふれる者は、競技者としての資格を失う。

1. 学生競技者精神に反する行為をした者。
2. アマチュア規定に反する者。
3. 社団法人日本学生陸上競技連合における登録の基準に反する者。

第11章 規約の改正

【規約の改正】

第49条 本規約の改正は、役員総会において出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

第12章 補 則

【書類及び帳簿の備え付け等】

第50条 本連盟に次の書類及び帳簿を備え付けなければならない。

1. 収入支出に関する帳簿及び証拠となる書類。
2. 役員総会、評議員会及び代表者会の議事に関する事項。
3. 活動に関する記録簿（年鑑に代えることができる。）
4. 前項第1号の帳簿及び書類は10年以上、前項第2～3号までの書類は永久保存しなければならない。
5. 規約

【細則】

第51条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は評議員会及び役員総会を経て、別に定める。

【付則】

本規約は、平成17年11月27日より施行する。